

税額控除の一覧

税額控除の種類	税額控除の内容	税額控除の計算方法（概要）																																																																											
調整控除	<p>税源移譲による個人の負担増を調整するための控除。</p> <p>平成19年の税制改正による税源移譲で、所得税額と市民税・県民税を合計した税額が、税源移譲前と比較して極力変わらないように、人的控除の差による負担増の調整を行います。</p> <p>※合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除の適用はありません。</p>	<p>(1) 合計課税所得金額が200万円以下の場合</p> $A \cdot B \text{ いずれか小さい額} \times (\text{市民税 } 3\% \cdot \text{県民税 } 2\%)$ <p>A : 人的控除額の差の合計額 B : 合計課税所得金額</p> <p>(2) 合計課税所得金額が200万円超の場合</p> $\{ A - (B - 200\text{万円}) \} \times (\text{市民税 } 3\% \cdot \text{県民税 } 2\%)$ <p>※市民税の調整控除額…1,500円未満の場合は1,500円 県民税の調整控除額…1,000円未満の場合は1,000円</p> <p><人的控除の差 早見表></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">控除の区分</th> <th>差額</th> <th colspan="2">控除の区分</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">障害者控除</td> <td>特別</td> <td>同居</td> <td>22万円</td> <td rowspan="3">扶養控除</td> <td>特定</td> <td>18万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同居以外</td> <td>10万円</td> <td>老人</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一般</td> <td>1万円</td> <td>同居</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ひとり親控除</td> <td>父</td> <td>1万円</td> <td rowspan="2">一般</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>母</td> <td>5万円</td> <td>基礎控除</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">寡婦控除</td> <td>1万円</td> <td colspan="3">差額(あなたの合計所得金額)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">勤労学生控除</td> <td>1万円</td> <td>900万円以下</td> <td>900万円超 950万円以下</td> <td>950万円超 1,000万円以下</td> <td>1,000万円超</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">配偶者控除</td> <td>老人</td> <td>10万円</td> <td>6万円</td> <td>3万円</td> <td>適用なし</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>5万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> <td>適用なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">配偶者 特別控除 (配偶者の合 計所得金額)</td> <td>48万円超</td> <td rowspan="2">5万円</td> <td rowspan="2">4万円</td> <td rowspan="2">2万円</td> <td rowspan="2">適用なし</td> </tr> <tr> <td>50万円未満</td> </tr> <tr> <td>50万円以上</td> <td rowspan="2">3万円</td> <td rowspan="2">2万円</td> <td rowspan="2">1万円</td> <td rowspan="2">適用なし</td> </tr> <tr> <td>55万円未満</td> </tr> </tbody> </table>	控除の区分		差額	控除の区分		差額	障害者控除	特別	同居	22万円	扶養控除	特定	18万円		同居以外	10万円	老人	13万円		一般	1万円	同居	10万円	ひとり親控除	父	1万円	一般	5万円	母	5万円	基礎控除	5万円	寡婦控除		1万円	差額(あなたの合計所得金額)			勤労学生控除		1万円	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	配偶者控除	老人	10万円	6万円	3万円	適用なし	一般	5万円	4万円	2万円	適用なし	配偶者 特別控除 (配偶者の合 計所得金額)	48万円超	5万円	4万円	2万円	適用なし	50万円未満	50万円以上	3万円	2万円	1万円	適用なし	55万円未満						
控除の区分		差額	控除の区分		差額																																																																								
障害者控除	特別	同居	22万円	扶養控除	特定	18万円																																																																							
		同居以外	10万円		老人	13万円																																																																							
		一般	1万円		同居	10万円																																																																							
ひとり親控除	父	1万円	一般	5万円																																																																									
	母	5万円		基礎控除	5万円																																																																								
寡婦控除		1万円	差額(あなたの合計所得金額)																																																																										
勤労学生控除		1万円	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超																																																																							
配偶者控除	老人	10万円	6万円	3万円	適用なし																																																																								
	一般	5万円	4万円	2万円	適用なし																																																																								
	配偶者 特別控除 (配偶者の合 計所得金額)	48万円超	5万円	4万円	2万円	適用なし																																																																							
		50万円未満																																																																											
		50万円以上	3万円	2万円	1万円	適用なし																																																																							
55万円未満																																																																													
住宅借入金等 特別控除	<p>前年分の所得税において住宅借入金等特別控除を受け、所得税で控除しきれなかった金額がある場合に受けられる控除</p> <p>※平成19年・20年入居の方は対象外</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>居住開始年月日</th> <th>～平成26年3月</th> <th>平成26年4月～令和3年12月31日 コロナ特例法：～令和4年12月31日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">控除 限度額</td> <td>次の①と②のいずれか小さい金額 ①その年分の住宅ローン控除可能額－所得税額 ②所得税の課税総所得金額等の5% (最高97,500円)</td> <td>次の③と④のいずれか小さい金額 ③その年分の住宅ローン控除可能額－所得税額 ④所得税の課税総所得金額等の7% (最高136,500円) ※住宅取得の際の消費税率が8%または10%である場合に適用。所得税率が8%または10%以外の場合は、現行の控除限度額を適用する。</td> </tr> </tbody> </table>	居住開始年月日	～平成26年3月	平成26年4月～令和3年12月31日 コロナ特例法：～令和4年12月31日	控除 限度額	次の①と②のいずれか小さい金額 ①その年分の住宅ローン控除可能額－所得税額 ②所得税の課税総所得金額等の5% (最高97,500円)	次の③と④のいずれか小さい金額 ③その年分の住宅ローン控除可能額－所得税額 ④所得税の課税総所得金額等の7% (最高136,500円) ※住宅取得の際の消費税率が8%または10%である場合に適用。所得税率が8%または10%以外の場合は、現行の控除限度額を適用する。																																																																					
居住開始年月日	～平成26年3月	平成26年4月～令和3年12月31日 コロナ特例法：～令和4年12月31日																																																																											
控除 限度額	次の①と②のいずれか小さい金額 ①その年分の住宅ローン控除可能額－所得税額 ②所得税の課税総所得金額等の5% (最高97,500円)	次の③と④のいずれか小さい金額 ③その年分の住宅ローン控除可能額－所得税額 ④所得税の課税総所得金額等の7% (最高136,500円) ※住宅取得の際の消費税率が8%または10%である場合に適用。所得税率が8%または10%以外の場合は、現行の控除限度額を適用する。																																																																											

税額控除の種類	税額控除の内容	税額控除の計算方法（概要）																								
寄附金税額控除	<p>前年に市民税・県民税の控除対象となる寄附金を支払った場合に受けられる控除</p> <p>＜控除対象となる寄附金＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県または市区町村に対する寄附金（ふるさと納税も含む） ・三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部に対する寄附金 ・三重県・鈴鹿市が条例により指定する団体（社会福祉法人等）に対する寄附金 <p>※三重県・鈴鹿市が条例により指定する団体については、市民税課までお問い合わせください。</p>	<p>(1) 寄附金税額控除 = (A・Bいずれか小さい額 - 2,000円) × (市民税 6%・県民税 4%)</p> <p>A : 総所得金額等の 30%</p> <p>B : 寄附金額</p> <p>(2) 都道府県または市区町村への寄附金（ふるさと納税も含む）分については、次の算式で算出された特例控除額も加算する。</p> <p>特例控除 = (A・Bいずれか小さい額 - 2,000円) × (90% - 前年の所得税の限界税率 × 1.021) × (市民税 3/5・県民税 2/5)</p> <p>※特例控除は市民税・県民税の調整控除後の所得割額の 20%が上限</p> <p>※所得税の限界税率とは、その人に適用される所得税の税率の中で最も高いもの</p>																								
	<p>ワンストップ特例制度</p> <p>(平成 27 年 4 月 1 日以降に行ったふるさと納税が対象)</p>	<p>ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けた場合、所得税におけるふるさと納税分の寄附金控除がなくなり、かわりにその控除相当額が、ふるさと納税を行った翌年の 6 月以降に支払う個人住民税からまとめて控除される。</p>																								
配当控除	<p>総所得金額の中に内国法人から受ける配当所得（申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得を除く）がある場合に受けられる控除</p>	<p>申告した配当所得の金額に次の表の率をかけた額を控除します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="2">課税総所得金額等</th> </tr> <tr> <th>1,000万円以下の部分</th> <th>1,000万円超の部分</th> </tr> <tr> <th>市民税</th> <th>県民税</th> <th>市民税</th> <th>県民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利益配当等</td> <td>1.6%</td> <td>1.2%</td> <td>0.8%</td> <td>0.6%</td> </tr> <tr> <td>私募証券・投資信託等</td> <td>0.8%</td> <td>0.6%</td> <td>0.4%</td> <td>0.3%</td> </tr> <tr> <td>外貨建分</td> <td>0.4%</td> <td>0.3%</td> <td>0.2%</td> <td>0.15%</td> </tr> </tbody> </table>	種類	課税総所得金額等		1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分	市民税	県民税	市民税	県民税	利益配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%	私募証券・投資信託等	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	外貨建分	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%
種類	課税総所得金額等																									
	1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分																								
市民税	県民税	市民税	県民税																							
利益配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%																						
私募証券・投資信託等	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%																						
外貨建分	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%																						
配当割額控除	<p>上場株式等の配当等で、支払時において市民税・県民税が徴収された配当所得（特定配当等にかかる所得）を申告した場合に受けられる控除</p> <p>控除額を所得割から控除し、控除することができなかった額がある場合は、その額を還付または充当します。</p>	<p>特定配当等にかかる所得の金額 × 5%（市民税 3/5・県民税 2/5）</p>																								
株式等譲渡所得 割額控除	<p>源泉徴収口座で取引された株式等譲渡所得（特定株式等譲渡所得）を申告した場合に受けられる控除</p> <p>控除額を所得割から控除し、控除することができなかった額がある場合は、その額を還付または充当します。</p>	<p>特定株式等譲渡所得の金額 × 5%（市民税 3/5・県民税 2/5）</p>																								